

<最高裁判例③>平成 22 年 5 月 27 日京都地方裁判所

国・園部労働基準監督署長(労災障害等級)事件(地裁)

テーマ	外貌の醜状障害に関して男女で異なる取扱いをすることは可能か。	
テキスト	労災 p.63/p.173	
出題実績	■	労災平 23BCDE
ストーリー	<p>被災労働者 X は、当時の勤務先会社の作業場で火傷(熱傷)を負った。X は、治療を受け、障害補償給付の支給請求までの間に 15 回の手術を受けた。X には、右頬から顎部にかけて、頸部、胸部・腹部の全域、右背部、右上肢の肘関節以下、右下肢の膝関節以下等に癒痕(傷などが治ったあとに残るあと)及び癒痕拘縮(動きが悪くなること)による著しい醜状が残った。</p> <p>X は、Y 労基署長に対し、労災保険法 15 条 1 項の障害補償給付の支給を請求したところ、X の上肢及び下肢の醜状障害と露出面以外の醜状障害について準用第 12 級とし、これと外ぼうの著しい醜状障害(第 12 級の 13「男性の外貌に著しい醜状を残すもの)を併合して、X は障害等級表第 11 級に該当すると認定する旨の処分がおりた。</p> <p>X は、X が女性であれば、外貌の著しい醜状障害は、第 7 級の 12(女性の外貌に著しい醜状を残すもの)とされることは、憲法 14 条 1 項で明示的に禁じられている性別による差別的取扱いに当たるものとして訴えを提起した。</p>	
	<p>男性の場合は、「外貌の著しい醜状」は、12 級に該当します。</p>	<p>女性なら 7 級。5 級も違いがあるなんて性別による差別だ!</p>
	<p>Y 労基署長</p>	<p>労働者 X</p>
	<p>男性なら、12 級 156 日分の障害補償一時金</p>	<p>女性なら、7 級 131 日分の障害補償年金</p>
	<p>「ほとんど顔面全域にわたる癒痕で人に嫌悪の感を抱かせる程度に達しない外貌の醜状障害について、男女に差を設け、差別的取扱いをすることは、違憲である。(労働者 X 勝訴)</p>	
	<p>……障害等級表は、外ぼうの著しい醜状障害については女性を第 7 級、男性を第 12 級と、外ぼうの醜状障害については女性を第 12 級、男性を第 14 級としており、男女に等級の差を設</p>	

けている。もっとも、労働省労働基準局長通達である認定基準(乙3)によって、男性のほとんど顔面全域にわたる癍痕で人に嫌悪の感を抱かせる程度のものについては、第7級の12を準用することとされており、これは、同じ省内での判断として、厚生労働省令における障害等級表の定めを補完し、障害等級表と一体となって、その内容に従った運用をもたらすものといえるから、上記の認定基準によって、上記の程度の外ぼうの醜状障害についての障害補償給付に関しては、男女の差はないといえる。したがって、本件では、厚生労働大臣が、障害等級表において、ほとんど顔面全域にわたる癍痕で人に嫌悪の感を抱かせる程度に達しない外ぼうの醜状障害について、男女に差を設け、差別的取扱いをしていること(以下、「本件差別的取扱い」という。)が、憲法判断の対象となる。

……以上によれば、本件では、本件差別的取扱いの合憲性、すなわち、差別的取扱いの程度の合理性、厚生労働大臣の裁量権行使の合理性は、立証されていないから、……裁量権の範囲が比較的広範であることを前提としても、なお、**障害等級表の本件差別的取扱いを定める部分は、合理的理由なく性別による差別的取扱いをするものとして、憲法14条1項に違反するものと判断せざるを得ない。**

外貌の醜状障害に関する障害等級認定基準について

(平成23年2月1日基発0201第2号)

外貌の醜状障害		従来	改正
外貌に著しい醜状を残すもの	男性	12級	7級
	女性	7級	
外貌に醜状を残すもの	男性	14級	12級
	女性	12級	
外貌に相当程度の醜状を残すもの		(新設)	9級

女性の等級を基本として男性の等級を引き上げ

- (1) 「著しい醜状を残すもの」……原則として、次のいずれかに該当する場合で、人目につく程度以上のものをいう。①頭部にあっては、**てのひら大(指の部分は含まない。)**以上の癍痕又は頭蓋骨の**てのひら大**以上の欠損、②顔面部にあっては、**鶏卵大面**以上の癍痕又は**10円銅貨大**以上の組織陥没、③頸部にあっては、**てのひら大**以上の癍痕
- (2) 「相当程度の醜状」……原則として、顔面部の長さ5センチメートル以上の線状痕で、人目につく程度以上のものをいう。
- (3) 「醜状」とは、原則として、次のいずれかに該当する場合で、人目につく程度以上のものをいう。①頭部にあっては、鶏卵大面以上の癍痕又は頭蓋骨の鶏卵大面以上の欠損、②顔面部にあっては、10円銅貨大以上の癍痕又は長さ3センチメートル以上の線状痕、③頸部にあっては、鶏卵大面以上の癍痕